

千葉県条例第 号

千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、千葉県議会の議員（以下「議員」という。）に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議長 月額 930,000円
- (2) 副議長 月額 840,000円
- (3) 議員（前2号に掲げる者を除く。） 月額 770,000円

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、新たに議員になったときはその日から支給し、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日（死亡したときは、その月）まで支給する。ただし、任期満了によって議員の職を離れた者が当該任期満了による選挙により再び議員になったときは、引き続き在職するものとみなす。

2 前条各号に掲げる職の間に異動があったときは、その日から新たな額の議員報酬を支給する。

3 前2項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法は、一般職の職員の給与の支給方法の例による。ただし、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

(費用弁償)

第4条 議員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 車賃 1キロメートルにつき 37円
- (2) 日当 1日につき 3,800円

(3) 宿泊料 1夜につき 16,500円

(4) 食卓料 1夜につき 3,800円

3 前項に定めるもののほか、第1項の旅費の種類、額及び支給方法については、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉市条例第17号）第9条の規定を準用する。

（期末手当）

第5条 6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き在職するものとみなす。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（議員の職を離れた者にあつては、その職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に当該額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

4 期末手当の支給方法は、一般職の職員の期末手当の支給方法の例による。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、本則の規定及び次項の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定は、平成20年9月1日から適用する。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条第1項」を「第203条の2第1項」に、「同条第3項」を「及び同条第3項」に改め、「及び同条第4項の規定に基づく期末手当」を削る。

第2条第1項第1号中「議会の議員、」を削り、「議員等」を「行政委員会の委員等」に改める。

第3条第1項第1号中「議員等」を「行政委員会の委員等」に改め、同条第2項中「、議会の議員に対しては期末手当を」、「、同条第4項中「給料」とあるのは「給料又は報酬」と読み替え」、「及び議会の議員」及び「、「給料」とあるのは「給料又は報酬」と」を削る。

第4条第1項及び第3項ただし書並びに第8条第1号中「議員等」を「行政委員会の委員等」に改める。

別表第1中議会議長、議会副議長及び議会議員の項を削る。

別表第3中

「

市長	37円	3,800円	16,500円	3,800円
副市長				
議会議員				
教育委員				
会の委員				
監査委員				

固定資産 評価員 選挙管理 委員会の 委員 人事委員 会の委員 農業委員 会の委員 固定資産 評価審査 委員会の 委員				
---	--	--	--	--

を

「

市長 副市長 教育委員 会の委員 監査委員 固定資産 評価員 選挙管理 委員会の 委員 人事委員 会の委員 農業委員 会の委員 固定資産	37円	3,800円	16,500円	3,800円
--	-----	--------	---------	--------

に

評価審査 委員会の 委員				
--------------------	--	--	--	--

」

改める。

(千葉県特別職報酬等審議会設置条例の一部改正)

3 千葉県特別職報酬等審議会設置条例(昭和40年千葉県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

~~~~~

#### 議案説明

地方自治法の一部改正に伴い、議員報酬等の額及びその支給方法について必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。